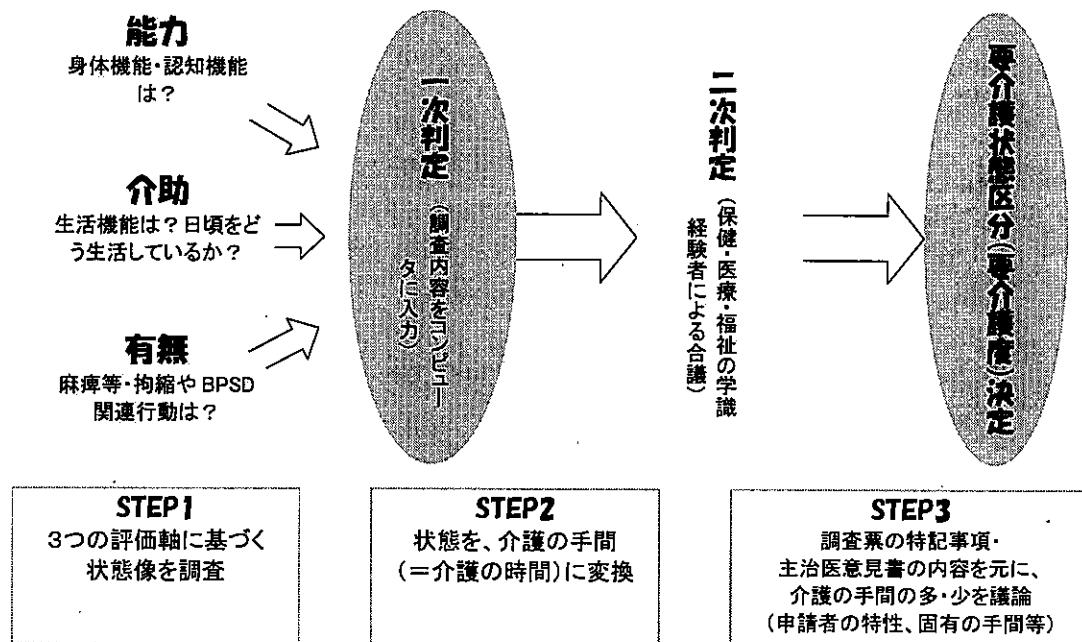


要介護認定改定のポイント　－平成21年度改定の概要－

〈要介護認定の基本設計〉(厚生労働省 介護認定審査会委員テキスト2009 p.1より抜粋)

要介護認定は、一次判定ソフトによる判定から、介護認定審査会における認定まで、原則として、要介護認定等基準時間と呼ばれる介護の手間の判断によって審査が行われます。この審査の考え方は、制度が実施されてから、今まで変わっていません。



STEP1 認定調査項目等の変更

現行82項目から、14項目除外・6項目追加の、新74項目になりました。(調査の効率化)
(不潔行為等、調査しにくい項目は削除。買い物等、老化初期に落ちやすい項目を追加。)
項目の評価軸(「能力」、「介助の方法」、「障害や現象(行動)の有無」)を整理しました。
調査に主観が入らないよう、観察・聞き取りに基づく事実の調査へ。(調査内容の平準化)

STEP2 平成19年のタイムスタディデータに基づく認定ソフト(一次判定ソフト)開発

現行のものが平成13年度のものと古いため、新たなタイムスタディに基づき、実際の介護に要する時間を反映しています。

「要支援2」「要介護1」のコンピューター判定が可能に。

現行では二次判定で行っていた「要支援2」「要介護1」の審査判定を、一次判定で行うことができるようになりました。(審査のぶれ、審査会毎のばらつきを平準化)

STEP3 介護認定審査会資料の改定

介護認定審査会の資料も、審査会毎にばらつきが出ないよう変更になりました。
(二次判定の平準化)